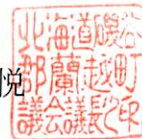


蘭 議 号

令和3年8月3日

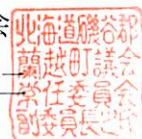
野 村 一 也 様

蘭越町議会 議長 富 樫 順 悦



蘭越町議会総務文教常任委員会

委員長 難 波 修 二



文書開示請求書兼蘭越町議会総務文教常任委員会への上申書について

令和3年7月8日付で提出のありました文書開示請求書兼蘭越町議会総務文教常任委員会への上申書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 総務文教常任委員会の音声記録の開示について

事務局が録音した音声記録は議会の記録用です。それを基に会議録を作成するためのものであり、他の用途に使用するものではありません。

したがって、開示請求には応じられません。

2. 蘭越町総務文教常任委員会への上申について

当日の永井議員は、議員個人の責任においてすべての発言をしております。

したがって、総務文教常任委員会として、永井議員の発言の取り消し、謝罪をする必要はないと考えます。